



平成28年8月24日

各 位

会社名 株式会社デュアルトップ  
代表者名 代表取締役社長 臼井 貴弘  
(コード番号：3469 東証 JASDAQ)  
問合せ先 執行役員経営企画室長 小野 裕章  
(TEL. 03-5795-2323)

監査等委員会設置会社への移行に伴う定款一部変更に関するお知らせ

1. 定款変更の目的

(1) 「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が平成27年5月1日に施行されたことに伴い、新たな機関設計として監査等委員会設置会社制度が導入されました。

当社は、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、平成28年9月29日開催予定の当社第10回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 取締役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう、監査等委員会設置会社への移行に合わせ、責任免除契約の規定を変更するものです。なお、当該変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

(3) その他、上記の各変更に伴う字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

定款変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成28年9月29日

定款変更の効力発生予定日 平成28年9月29日

【別紙】定款変更の内容

(下線は変更箇所を示します。)

| 現 行 定 款  | 変 更 定 款 案  |
|--|--|
| <p>第1条～第3条 (条文省略)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査役</u></p> <p>(3) <u>監査役会</u></p> <p>(4) <u>会計監査人</u></p> <p>第5条～第17条 (条文省略)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の<u>取締役</u>は、7名以内とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、株主総会において選任する。</p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(任期)</p> <p>第20条 <u>取締役</u>の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> | <p>第1条～第3条 (現行通り)</p> <p>(機関)</p> <p>第4条 当社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(3) <u>会計監査人</u></p> <p>(削除)</p> <p>第5条～第17条 (現行通り)</p> <p>(員数)</p> <p>第18条 当社の<u>取締役</u>(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)は、7名以内とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、4名以内とする。</u></p> <p>(選任方法)</p> <p>第19条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会において選任する。</u></p> <p>2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。</p> <p>4. <u>当社は、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5. <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)</p> <p>第20条 <u>取締役</u>(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> |

| 現 行 定 款  | 変 更 定 款 案   |
|--|---|
| <p>2. <u>増員または補欠</u>として選任された取締役の任期は、<u>在任取締役</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第21条～第22条 (条文省略)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役及び各監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>第25条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第26条 <u>取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役との責任限定契約)</p> <p>第27条</p> <p>(新 設)</p> | <p>2. <u>増員</u>として選任された取締役(監査等委員である取締役を除く。)の任期は、<u>在任取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期の満了する時までとする。</p> <p>3. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>4. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p>第21条～第22条 (現行通り)</p> <p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第23条 <u>取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。</u></p> <p>第24条 (現行通り)</p> <p>(重要な業務執行の委任)</p> <p>第25条 <u>取締役会は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる。</u></p> <p>第26条 (条数繰り下げ、条文は現行通り)</p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第27条 <u>取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下「報酬等」という。)は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役の報酬等とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>(取締役の責任免除)</p> <p>第28条 <u>当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役(取締役であったものを含む。)の同法第423条第1項の賠償責任を、法令の定める限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> |

| 現 行 定 款   | 変 更 定 款 案   |
|---|---|
| <p>当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>                    | <p>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p> |
| <p style="text-align: center;"><u>第5章 監査役及び監査役会</u></p>   | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>  |
| <p><u>(員数)</u></p>  | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>  |
| <p><u>第28条 当社の監査役は、4名以内とする。</u></p>   |   |
| <p><u>(選任方法)</u></p>  | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>  |
| <p><u>第29条 監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>                           |   |
| <p><u>(任期)</u></p>  | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>  |
| <p><u>第30条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p>2. <u>任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> |   |
| <p><u>(常勤の監査役)</u></p>  | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>  |
| <p><u>第31条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選任する。</u></p>   |   |
| <p><u>(監査役会の招集通知)</u></p>   | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>  |
| <p><u>第32条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p>2. <u>監査役全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>    |   |
| <p><u>(監査役会規程)</u></p>  | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>  |
| <p><u>第33条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>  |   |
| <p><u>(監査役の報酬等)</u></p>   | <p style="text-align: center;">(削 除)</p>  |
| <p><u>第34条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>   |   |

| 現 行 定 款   | 変 更 定 款 案  |
|---|--|
| <p><u>(監査役との責任限定契約)</u><br/> 第35条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<br/> <u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第36条～第41条 (条文省略)</p> | <p>(削 除)</p> <p>第5章 監査等委員会</p> <p><u>(監査等委員会の設置)</u><br/> 第29条 当社は、監査等委員会を置く。</p> <p><u>(監査等委員会の招集)</u><br/> 第30条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. <u>監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議方法)</u><br/> 第31条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p><u>(常勤の監査等委員)</u><br/> 第32条 監査等委員会は、その決議によって監査等委員の中から常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p><u>(監査等委員会規程)</u><br/> 第33条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p> <p>第34条～第39条 (条数繰り下げ、条文は現行通り)</p> |

以 上